

2024年6月吉日

保護者 様

久住バスケットボールクラブ
代 表 荒居 健司

「久住バスケットボールクラブ」のご案内

当クラブは、成田市立久住中学校における部活動の地域移行のモデル事業に準じて2024年に発足しました。学校と地域が連携して、子どもたちの豊かなスポーツ活動の実現を目指した運営を行っています。

以下に当クラブの概要と「クラブ活動のきまり」をご案内します。当クラブの活動の主旨をご理解のうえ、ぜひ一緒に楽しく参加していただきたいと思います。

1. 名 称

久住バスケットボールクラブ

2. 目 的

- (1) 活動を通じて、参加者同士の個性や特性を認め合い、お互いを尊重できる豊かな人間性と社会性を育てること
- (2) 活動に楽しんで参加してもらうことで、バスケットボールへの理解を深め、好きになってもらうこと
- (3) 活動を通じて、バスケットボールの技術や競技力の向上を図り、試合での勝利などの目標に向かって主体的に取り組む大切さを学ぶこと

3. 活動内容

- (1) バスケットボール競技の練習、試合、大会参加
- (2) 参加者間の親睦を図るための親睦活動
- (3) その他、地域や施設の清掃等の社会貢献活動など

3. 参加資格

成田市内に在住の中学生

※ 他の部活動との兼部は可能とする。ただし、中体連が主催する大会への参加は、一種目のみとなるため、登録先を選択いただきます。

4. 入退会について

入退会の手続き方法は、2024年9月の部活動地域移行モデル事業の開始に向けて、現在、調整中です。詳細が決まりましたら、後日あらためてご案内いたします。

※ 2024年6月1日から8月31日までの間は、体験期間として、毎回、所定の参加費（200円/回）をお支払いいただくことで、どなたでもご参加いただけます（回数の制限はありません）。

※ 2024年9月からは、部活動の地域移行のモデル事業として休日の活動を行っていく予定です。

平日の活動は社会体育としての活動、休日土・日のいずれか1日の活動がモデル事業としての活動になります。

モデル期間中の2024年9月～2025年8月までの土日の活動については、市からの補助が出るため費用はかかりません。

5. 活動場所

成田市立久住中学校 体育館

6. 活動日時

<毎週>

月曜日 18:30～21:00

水曜日 18:30～21:00

土曜日 13:00～16:00

※ 会場等の都合により活動できない時は、その代わりとして別の日に変更となる場合があります。

※ 祝祭日は休みとなる場合があります。

※ ご家庭の事情等により、活動時間の途中で早退いただくことも可能です。

※ 活動日時は、毎月の予定スケジュールを事前にご案内しますが、直前の急な事態の発生等により、やむをえず予告なく中止させていただく場合がございます。

7. 指導者

飯田雅輝、秋山佳輝

8. 費用（体験期間：2024年6月1日～8月31日）

項目	金額（円）		集金		備考
			時期	方法	
活動費	1回	200	毎回	現金	・毎回、活動の開始前に集金します。
保険料	-	-	-	-	・当クラブでは手配しませんので、必要と判断される場合は、各ご家庭にてご対応ください。

※必ず保護者と一緒に確認すること

クラブ活動のきまり

全ての参加者で楽しく安心、安全に活動できるよう、以下のきまりをお守りいただくよう、お願いいたします。

① 持ち物について

- ・ 活動に不要な物は持ってこない（保護者との連絡用に使用する携帯電話等を除く）。
- ・ 荷物は活動場所の中で整理整頓して置いておくこととし、各自の責任で管理すること。
- ・ お金は持ってこない（参加費の集金を除く）。

② 施設用具の使用について

- ・ 活動に必要な場所以外の出入りはしない。
- ・ 活動中の飲食は、熱中症等を防止するための水分補給等を除き、禁止とする。

③ 服装・交通手段について

- ・ 服装は、安全な活動に適したものとする。
- ・ 活動場所への往復の交通手段は、各自の責任で手配すること。ただし、荒天時、災害発生時など緊急避難が必要な場合は、指導者又は運営責任者の判断により、安全が確認できるまで自宅又は活動場所での待機等を指示することがある。

④ 欠席、遅刻等の連絡について

- ・ 欠席、遅刻等の場合は、原則として保護者から指導者又は運営責任者に連絡すること。
連絡先：荒居健司（TEL 080-1164-0159）

⑤ 活動中について

- ・ 活動の内容は、指導者に一任することとし、いつも真摯な態度で取り組むこと。
- ・ 健康面、安全上の特別な配慮が必要な場合は、個別に指導者又は運営責任者に相談すること。
- ・ 安心、安全なクラブ活動にふさわしくない言動や行為（いじめ、他者への誹謗中傷、反社会的な言動や行動など）は、活動中だけではなく、日常生活を通じて一切許されないものであり、生徒又はその関係者（保護者を含む）が、そのような行為を行った場合又は行為が疑われる場合は、安心、安全な活動環境の確保のために必要な措置を講ずる。
- ・ 活動中のケガや事故が発生した場合、軽微なものについては、指導者又は運営責任者にて応急手当を講ずることができる。なお、その後の措置については、各自の責任で対処すること。
- ・ 活動中に緊急性の高い重大事故等が発生した場合は、指導者又は運営責任者において速やかに必要な措置を講ずるとともに、直ちに保護者に連絡する。ただし、指導者又は運営責任者は、法令等に基づく重大な過失が認められた場合を除き、現場での措置及びその後の経過についての責任は追及されないものとする。

⑥その他

- ・ 今後、新しいきまりが作られた場合は、その内容に従うこと。

以上